

日本国際連合学会規約

I 総則

第1条（名称）本学会の名称は、日本国際連合学会とする。

第2条（目的）本学会は、国連システムの研究とその成果の公表及び普及を目的とする。

第3条（活動）本学会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 1) 国連システムに関する研究の促進並びに各種の情報の収集、発表及び普及
- 2) 研究大会、研究会及び講演会等の開催
- 3) 機関誌及び会員の研究成果の刊行
- 4) 内外の学会及び関係諸機関、諸団体との協力
- 5) その他本学会の目的を達成するために必要かつ相当と思われる諸活動

II 会員

第4条（入会資格）本学会の目的及び活動に賛同する個人及び団体は、本学会に入会を申請することができる。本学会の会員は、個人会員と団体会員からなる。個人会員は、一般会員と院生会員の2種とする。

第5条（入会申請）本学会への入会は、理事を含む会員2名の推薦に基づき、理事会の承認を得なければならない。

第6条（会員の権利）会員は、本学会の機関誌の配布を受け、本学会の総会、研究大会、研究会及び講演会等に参加することができる。

第7条（会費）会員は、別に定める所定の会費を納める。2年以上にわたって会費を納めていない者は、理事会の議を経て会員たる資格を失う。

第8条（退会）本学会から退会しようとする会員は、書面をもってこれを申し出、理事会がこれを承認する。

III 総会

第9条（総会）通常総会は年一回、臨時総会は必要に応じ理事会の議を経て、理事長が招集する。

第10条（意思決定）総会の議決は、出席会員の過半数による。但し、規約の変更は出席会員の3分の2以上の同意によって行う。

IV 理事会

第11条（理事及び監事）本学会に、理事20名程度及び監事2名を置く。

第12条（理事及び監事の選任と任期）理事及び監事は、総会において選任される。理事及び監事の任期は3年とし、二回まで継続して再選されることができる。

第13条（理事及び監事の職務）理事は理事会を構成し、学会の業務を管掌する。監事は理事会に出席し、理事の職務の執行及び学会の会計を監査する。

第14条（理事会の任務及び意思決定）理事会は本学会の組織運営にかかわる基本方針及び重要事項を審議し、決定する。理事会の議決は、理事の過半数が出席し、現に出席する理事の過半数をもって行う。

第15条（理事長）理事長は、理事の互選により選任される。理事長は本学会を代表し、その業務を統括する。理事長の任期は3年とする。

V 主任及び各委員会並びに運営委員会

第16条（主任）理事長は、理事の中から、企画主任、編集主任、渉外主任及び広報主任を指名する。

第17条（委員会）各主任は会員の中から数名の委員を指名し、委員会を構成する。各委員会の構成は運営委員会によって承認される。

第18条（運営委員会）運営委員会は、理事長、各委員会主任及び事務局長並びに原則として理事の中から理事長が指名するその他の委員によって構成される。運営委員会は学会の業務を遂行する。

VI 特別顧問

第19条（特別顧問）本学会に特別顧問を置くことができる。特別顧問の任命は、理事会の議を経て、総会が行う。特別顧問は、本学会の会費の納入を免除される。

VII 事務局

第20条（事務局）本学会に、理事長が指名する理事を長とする事務局を置く。事務局長は、理事長を補佐し、本学会の日常業務を処理する。事務局長は、事務局員を置くことができる。

VIII 会計

第21条（会計年度）本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第22条（予算及び決算）本学会の予算及び決算は、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。決算については、監事による監査を受けるものとする。

IX 学会設立年月日及び所在地

第23条 本学会の設立年月日は、1998（平成10）年10月22日とする。

第24条 本学会を次の所在地に置く。香川県高松市幸町2-1

- （付則）
- (1) この規約は、1998年10月22日より施行する。
 - (2) この規約は、2016年6月11日より施行する。
 - (3) この規約は、2023年6月11日より施行する。